

事例紹介

～ 事業承継 ～

多くの中小企業は、事業承継で悩んでいます。当事務所がかかわった一つの事例をご紹介します。

ある中小企業の創業者が死亡した後、次男が会社を継ぐことになっていましたが、次男は、健康状態がすぐれず、少し荷が重いと感じていました。また、相続人らの関係は良好ではあるものの遺産相続の問題も絡んでいました。相談を受けた当事務所は、その企業を製造部門と不動産部門に分割し、製造部門を売却し、その売却代金で相続問題を円満に解決するとともに、比較的手間のかからない不動産部門を次男が承継し、療養生活を続けながらも、不動産収入により安定した暮らしを続けています。

通常、弁護士は、契約書・デュエディリジェンスの作成、交渉といった業務にかかわりますが、当事務所では、このような通常業務のみならず、当初の売却候補者と価格交渉でとん挫した後、新たな買受け先（一部上場企業）を開拓し、より高い価格で売却することに成功しました。受任してからわずか7カ月での解決でした（代表弁護士は、経営革新等支援機関に認定されています）。

豆知識

～ 正しい遺言書の書き方 ～

先日、ある地域団体からの依頼で、市民向けの無料講習会を開催しました。頼まれた演題は、「遺言書」でした。自分で遺言書を作成する際、よく言われる形式面、例えば、全て自筆とし、捺印と日付を忘れないように注意することはもちろんですが、先ず「誰のために作るのか」という目的をしっかりと見定める必要があります。そして、その目的のためには、どのような内容にするべきかをじっくり考えることです。意外と見落としがちなのは、死亡後にその目的を実現するためにはどうするのかといった視点です。難解な遺言執行事件を経験してきたからこそ、正しい遺言書を書くことは容易ではないとしみじみ思います。単純な内容でない限り、自分の思いを実現するために、また残された家族のためにも、弁護士に相談の上、公正証書遺言とすることをお勧めします。（なお、代表弁護士は、大学や専門学校で講師を務めた経験もあり、ご要望内容に応じて、なじみにくい法律を分かりやすく解説いたします。お気軽にお声かけください。）

～ 編集後記 ～ 紙面には収まりきれませんでした。事務所内では、事件解決に向けて日々たくさんの情報収集をしています。法律の豆知識をお届けできるよう、これからも事務所便りを定期的に発行いたしますので、よろしく願い致します。



編集員 松下



神奈川県弁護士会所属
弁護士法人 **横浜みなと法律事務所**
☎ 045-352-7555
横浜市金沢区福浦1-1-1
横浜金沢ハイテクセンター13階E
シーサイドライン 産業振興センター駅 徒歩1分

- ◆ 民事：契約、企業法務、交通事故、家族、相続、労働
- ◆ 刑事：被害者参加
- ◆ 行政 ◆ 税務（税理士在籍）
- ◆ 海難（海事補佐人在籍）